

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱上 和康

奈良県教育委員会規則第十号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号）の全部を改正する。

第一章 総則

（事務局の設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条の規定に基づき、奈良県教育委員会の権限に属する事務を処理するため、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、本庁及び出先機関をもって組織する。

（組織の特例）

第二条 臨時又は特別の事務については、この規則で定めるもののほか、臨時に出張所その他の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

第二章 本庁の組織及び事務分掌

（本庁の組織）

第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務室	総務調整係、秘書人事係、予算経理係
福利課	福利企画係、共済給付係
学校支援課	施設管理係、授業料奨学金係
教職員課	総務係、給与係、定数企画係、小中人事係、教員免許係、県立

					学校教育課	人事係
					総務係、学事係、義務教育係、高校教育係、生徒指導係、特別支援教育係	
					県立学校企画調整室	設置準備係
			人権・社会教育課		庶務係、指導係、社会教育係	
		保健体育課			庶務係、健康・安全教育係、学校体育係、競技振興係	
	文化財保存課				総務係、建造物係、記念物・埋蔵文化財係	
文化財保存事務所					庶務係、事業係	

(本庁の事務分掌)

第四条

本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、総務室を主管課とする。

ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

総務室

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 重要施策の企画調整及び各種計画の進行管理に関すること。
- 三 予算、決算及び経理に関すること。
- 四 各課及び他の部又は局との連絡調整に関すること。
- 五 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。
- 六 職員（教職員を除く。）の任免、給与その他人事に関すること。
- 七 職員（教職員を除く。）の研修に関すること。
- 八 秘書に関すること。

- 九 公印の管守に関する事。
- 十 文書事務及び事務処理の合理化に関する事。
- 十一 教育に関する事務の点検及び評価に関する事。
- 十二 教育に関する調査統計及び広報に関する事。
- 十三 教育に関する法人に関する事。
- 十四 その他他の課、室及び所の所掌に属しない事。

福利課

- 一 職員の福利厚生に関する事（保健体育課の所管に属することを除く。）。
- 二 公立学校共済組合に関する事。
- 三 教職員互助組合に関する事。

学校支援課

- 一 学校の用に供する教育財産の管理に関する事。
- 二 学校施設及び設備（他の課の所管に属することを除く。）の整備に関する事。
- 三 公立学校の施設費（スポーツ施設費を除く。）の助成に関する事。
- 四 奨学金に関する事。
- 五 授業料に関する事。
- 六 高等学校総合寄宿舎に関する事。

教職員課

- 一 教職員の任免、給与その他人事に関する事。
- 二 教職員の定数及び学級編制に関する事。
- 三 教員の養成に関する事。
- 四 教育職員の免許及び認定講習に関する事。
- 五 教職員の組織する職員団体に関する事。
- 六 市町村（一部事務組合を含む。）教育委員会に関する事。
- 七 叙位、叙勲及び褒賞に関する事。
- 八 旧奈良県立小学校教員養成所条例（昭和四十四年十二月奈良県条例第十四号）による奈良県立小学校教員養成所に関する事。

学校教育課

- 一 学校の設置及び廃止に関する事。
- 二 学校の教育活動における管理及び運営に関する事。

- 三 教育課程及び学習指導に関すること。
- 四 生徒指導及び進路指導に関すること。
- 五 教科書その他の教材に関すること。
- 六 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
- 七 高等学校入学者選抜に関すること。
- 八 教育研究団体の育成に関すること。
- 九 学校教育各種振興法（産業教育施設及び設備に関することを除く。）に関すること。
- 十 その他学校教育に関する指導等に関すること。

県立学校企画調整室

- 一 県立高校再編計画の推進に関すること。
- 二 障害児教育諸学校適正化計画の推進に関すること。

人権・社会教育課

- 一 人権教育に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 二 人権教育の指導に関すること。
- 三 同和問題に係る教育課題への対応についての調整に関すること。
- 四 社会教育の振興に関すること。
- 五 社会教育関係者に対する指導助言及び社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 六 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 七 社会教育関係団体に関すること。
- 八 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること。
- 九 同和問題関係史料センターに関すること。
- 十 社会教育センターに関すること。
- 十一 青年の家に関すること。
- 十二 その他人権教育及び社会教育に関すること。

保健体育課

- 一 学校体育に関すること。
- 二 学校保健に関すること。
- 三 学校給食に関すること。

- 四 学校安全に関すること。
- 五 学校の環境衛生に関すること。
- 六 競技水準の向上に関すること。
- 七 体育関係団体に関すること。
- 八 職員の健康管理に関すること。
- 九 その他保健体育に関すること。

文化財保存課

- 一 有形文化財（文化財保存事務所の所管に属することを除く。）に関すること。
- 二 無形文化財に関すること。
- 三 民俗文化財に関すること。
- 四 埋蔵文化財に関すること。
- 五 史跡名勝天然記念物に関すること。
- 六 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- 七 文化財の保存技術の保護に関すること。
- 八 奈良県指定文化財に関すること。
- 九 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。
- 十 橿原考古学研究所（橿原考古学研究所附属博物館を含む。）に関すること。
- 十一 その他文化財の保存及び活用に関すること。

文化財保存事務所

- 一 文化財等の修理等の受託に関すること。
- 二 出張所に関すること。

第三章 出先機関の組織及び事務分掌

（出先機関の組織）

第五条 出先機関として、奈良県全国高校総体開催推進室及び奈良県文化財保存事務所の出張所を置く。

2 出先機関の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（出先機関の事務分掌）

第六条 出先機関の分掌事務は次のとおりとする。

奈良県全国高校総体開催推進室

全国高校総体開催事務の推進に関すること。

文化財保存事務所の出張所

担当する文化財の修理等に関すること。

別表

名称	位置
奈良県全国高校総体開催推進室	橿原市
奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所談山神社出張所	桜井市
奈良県文化財保存事務所宝山寺出張所	生駒市
奈良県文化財保存事務所當麻寺出張所	葛城市
奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	斑鳩町

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。